

四日市市週休2日制工事実施要領（営繕工事）の一部改正について

四日市市週休2日制工事実施要領（営繕工事）の一部を改正する要領を次のとおり定めるものとする。

令和6年7月19日

四日市市週休2日制工事実施要領（営繕工事）の一部を改正する要領

四日市市週休2日制工事実施要領（営繕工事）（令和6年4月1日制定）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（経費の計上） 第7条 週休2日制工事における工事費の積算は、当初設計において、現場閉所の実施を前提とした経費を計上する。<u>なお経費は、別に定めるものとする。</u> 2から5まで（略）	（経費の計上） 第7条 週休2日制工事における工事費の積算は、当初設計において、<u>4週8休以上（現場閉所率が28.5%以上）の現場閉所の実施を前提とした、別紙の経費を計上する。</u> 2から5まで（略）

別紙1を削除し、別紙2を別紙1に改める。

附則（令和6年7月19日一部改正）

（施行期日）

第1 この要領は、令和6年7月19日から施行する。

（経過措置）

第2 この要領の対象となる工事は、令和6年7月22日以降に新たに公告等を行う工事とする。

第3 令和6年7月19日までに、四日市市週休2日制工事実施要領により公告した工事における経費は、改正後においても、なお、その効力を有する。

(別紙1)

「三重県建設業労働時間削減推進協議会」※が配付する「週休二日制取組宣言」を工事現場の公衆の見やすいところに掲示する。

【掲示の例・サイズ】 A3横サイズ(297×420mm) 以上とする。



【入手方法】

- ・ HPからダウンロードする場合

【三重県ダウンロードページ】

https://www.pref.mie.lg.jp/JIGYOS/HP/m0156500039_00002.htm

【三重労働局ダウンロードページ】

https://jsite.mhlw.go.jp/mieroudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/roudoukijun_keiyaku/densisinnsei_00001.html

- ・ 直接受け取る場合

【配付先】 厚生労働省三重労働局労働基準部監督課

- ・ 郵送で受け取る場合

厚生労働省三重労働局労働基準部監督課まで連絡（059-226-2106）

※ 建設事業の働き方改革関連法による時間外労働の上限規制が令和6年（2024年）4月1日から適用されており、これに向けて、長時間労働削減に関する自主的取組の促進を図ることを目的として、三重県、厚生労働省三重労働局及び三重県建設業協会等で構成する組織。